◎新潟県告示第706号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年6月16日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町神谷字裏山丙1373の1 (次の図に示す部分に限る。)、丙1373の12、丙1373の16から丙1373の20まで、丙1373の22、丙1373の23、丙1373の28、丙1373の30から丙1373の32まで、丙1373の41、丙1373の58、丙1373の111、丙1373の112、丙1373の116、丙1373の133

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)